

議員定数等調査委員会における発言に係る留意点について

1. 質問並びに意見について

質問並びに意見は、企業団議会議員（以下、委員）及び委員の欠席に伴い選出市町村議会から代って出席された議員（以下、代理出席議員）並びに企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員（以下、未選出議会議員）に限り行うことができる。

2. 発言の方法について

- ・発言については、委員、代理出席議員、未選出議会議員それぞれの順序は設けない。
- ・質問並びに意見は、発言時間の制限を行わないが、会議時間に制約もあるのでより多くの委員等が発言できるよう、短時間で簡潔に発言いただくことをお願いする。（また、理事者の説明、答弁も同様とする。）
- ・委員等が質問、意見を行うときは、拳手の上、指名を受けて、選出（所属）市町村と名前を告げた後、自席において起立して行う。
- ・理事者が答弁を行うときは、拳手の上、指名を受けて、職名と名前を告げた後、自席において起立して行う。なお、理事者の時間を要する説明に際しては着席で行うことができる。